（犯罪組織情報官）
第三十一条　［略］

［条を削る。］

（国際連携対策官）
第三十二条　［略］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第六号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関する事務に限る。）及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（特殊詐欺対策室）
第三十三条　刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に、特殊詐欺対策室を置く。

2　特殊詐欺対策室においては、令第二十八条第一号及び第五号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

3　特殊詐欺対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理する。

（暴力団排除対策官）
第三十四条　［略］

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）
第三十五条　［略］

第四款　交通局

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）
第三十六条～第三十九条　［略］

第四款　警備局

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）
第四十条　［略］

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

（高齢運転者等支援室）
第四十一条　［略］

（国際対策室）
第四十二条　［略］

第五款　警備局

第四十三条～第五十二条　［略］

（事態対処調整官）
第五十三条　警備局警備運用部警備第二課に、事態対処調整官一人を置く。

2　事態対処調整官は、命を受け、令第四十二条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（犯罪組織情報官）
第三十五条　［同上］

（犯罪収益情報官）
第三十六条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益情報官一人を置く。

2　犯罪収益情報官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による情報の提供に関する事務に限る。）をつかさどる。

（国際連携対策官）
第三十七条　［同上］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

［条を加える。］

（暴力団排除対策官）
第三十八条　［同上］

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）
第三十九条　［同上］

第四款　交通局

第四十条～第四十三条　［同上］

［四条ずつ繰り上げる。］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）
第四十四条　［同上］

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十四条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（高齢運転者等支援室）
第四十五条　［同上］

（国際対策室）
第四十六条　［同上］

第五款　警備局

第四十七条～第五十六条　［同上］

［四条ずつ繰り上げる。］

［条を加える。］